

証拠等関係カード (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標目 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請求		意見		結果		備考 編てつ箇所	
		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人		取調順序
1	(被) 山野 [25分] 被告人山野が名誉毀損をしていないことを明らかにするため ()	1	B	1	B	1	B	16	
						2	B	有	1
2	上 (物件説明書添付) [(被) 山野 22.9.6] 被告人山野が名誉毀損をしていないことを明らかにするため ()	1	B	1	B	1	B	決定・済	1
3	証人 松田正文 [20分] 残債の支払を強迫して被告人山野に求めた事実 ()	1	B	1	B	1	B	却下	
4	道路使用許可申請書 (写し) [(被) 橋本 20.4.17] 被告人橋本の本件街宣活動が被告人山野の経済的利益を図る目的だけの行動ではなく、「世直し」すなわち千葉興業銀行における不正を糺すことが目的であったこと ()	1	C	1	C	1	C	同意のあった限りで決定・済	2
5	第1回口頭弁論調書 (写し) [檜室美智子 20.1.21] 日本橋建設と山野保枝との間で本件土地について昭和63年11月7日付けで売買契約書が締結されていること ()	1	C	1	C	1	C	同意のあった限りで決定・済	3

(被告人複数用)

(被告人)

請求者等 弁護人

証拠等関係カード

(No. 2.)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意見		結果			備考 編てつ箇所		
		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人	取調順序			
	立証趣旨 (公訴事実の別)				内容						
6	第4回口頭弁論調書 (写し) 〔山科政則 20.5.30〕 被告人山野の請求について日本橋建設が認諾したこと ()	1	C	1	C	同意	1	C	決定・済	4	
7	土地付建物売買契約書 (契約日欄が空欄のもの) (写し) 〔川井養衛外1名〕 被告人橋本が千葉興業銀行における不正が行われたと信ずるについて相当な理由があること。本件土地につき日付が空白の売買契約書が作成されていること。 ()	1	C	1	C	書面が存在するという限度で同意	1	C	同意のあった限りで決定・済	5	
8	土地付建物売買契約書 (写し) 〔川井養衛外1名 63.12.3〕 被告人橋本が千葉興業銀行における不正が行われたと信ずるについて相当な理由があること。当審弁7号証と同内容の契約書が昭和63年12月3日付けで作成されていること。 ()	1	C	1	C	書面が存在するという限度で同意	1	C	同意のあった限りで決定・済	6	
9	「付建物売買契約書」と題する書面 (写し) 〔藤本昇外1名 H1.2.6〕 本件土地につき日本橋建設の千葉興業銀行からの借り入れのためになされた形式的な売買契約書が存在すること。被告人橋本が千葉興業銀行における不正が行われたと信ずるについて相当な理由があること。 ()	1	C	1	C	書面が存在するという限度で同意	1	C	同意のあった限りで決定・済	7	
10	土地付建物売買契約書 (写し) 〔蓮 沼正紀外1 1.2.7〕 被告人橋本が千葉興業銀行における不正が行われたと信ずるについて相当な理由があること ()	1	C	1	C	書面が存在するという限度で同意	1	C	同意のあった限りで決定・済	8	

(被告人複数用)

(被告人)

請求者等 弁護士 平成 22 年 (う) 第 963 号

証拠等関係カード (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標目 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請求				意見		結果			備考 編てつ箇所
		期日	関係被告人	期日	関係被告人	内容	期日	関係被告人	内容	取調順序	
16	陳述書(36頁のもの、「陳述書内、証拠」と題する書面AないしG添付)										
	[国本勝 22.8.28] 被告人大高が所属する公共問題市民調査委員会の活動内容、同委員会に所属する被告人大高が専ら公益を図る目的で各種活動に従事していること、本件街宣行為もその活動の一環であること等 ()	1	A	1	A	同意 ただし証明力を争う	1	A	決定・済	13	
17	土地付建物売買契約書(写し)										
	[蓮沼正紀外 1 H1.2.7] 被告人山野の記名の筆跡が、例えば原審弁3号証と明らかに異なっている事実。従って、この、湯浅証人が根拠とし、被告人山野が否認している契約書が、真正に作成されたものとは言えない事実 ()	1	A	1	A	書面が存在する限度で同意	1	A	同意のあった限りで決定・済	14	
18	判(写し)										
	[清水湛外 2名 H7.9.20] 11頁後ろから3行目以下において、日本橋建設の主張を「認めるに足る証拠はない」と排斥している事実等 ()	1	A	1	A	書面が存在する限度で同意	1	A	同意のあった限りで決定・済	15	
19	(被)大高										
	[(被)橋本 22.11.1] 本件街宣行為は専ら公益を図る目的で行われたこと、本件摘示事実が真実であること。 ()	1	A	1	A	不必要	1	A	決定(次回質問)		22.10.5 (被)大高主任弁護士「尋問時間は60分である。」
										4	
20	陳述書(押収品目録交付書2通、健康管理手帳、金融取引レール等の抜粋、わたりやまい融資記録抜粋各写し添付)										
	[(被)橋本 22.11.1] 被告人橋本の本件行動は、被告人山野の経済的利益を図るためではなく、千葉興業銀行の不正を正す目的であること。その背景には裁判所が権利救済の機能を果たしていなかったことによること。 ()	2	C	2	C	同意	2	C	決定・済	2	写し提出

(被告人複数用)

(被告人)

請求者等 弁護士		平成 22 年 (う) 第 963 号								
証拠等関係カード (No. 5)										
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)										
番号	標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意見		結果		備考		
		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人		取調順序	
	立証趣旨 (公訴事実の別)			内容		内容		繰って箇所		
21	公開質問状 (東京高等裁判所第10刑事部宛のもの) 〔(被)大高外1名 22.9.19〕 被告人らが公開質問状を提出したこと、その目的が司法関係機関の不正を正すことにあること等	2	A	2	A	書面が存在するという限りで同意 関連性なし※1	2	A	却下 異議申立て※2	
22	公開質問状 (東京高等検察庁宛のもの) 〔(被)大高外1名 22.9.19〕 被告人らが公開質問状を提出したこと、その目的が司法関係機関の不正を正すことにあること等	2	A	2	A	書面が存在するという限りで同意 関連性なし※1	2	A	却下 異議申立て※2	
23	公開質問状 (最高検察庁宛のもの) 〔(被)大高外1名 22.9.19〕 被告人らが公開質問状を提出したこと、その目的が司法関係機関の不正を正すことにあること等	2	A	2	A	書面が存在するという限りで同意 関連性なし※1	2	A	却下 異議申立て※2	
24	証人 野崎貴義 〔千葉県茂原市茂原238番 10分〕 強迫の言動の有無について	2	B	2	B	不必要	2	B	却下 異議申立て※3	
25	証人調書抜粋 (陳述書印鑑登録証明書添付) (写し) 〔野崎節夫 13.2.23〕 野崎貴義が本件の経緯につき、別件の法廷で述べたもの	2	B	2	B	同意	2	B	決定・済	5

(被告人複数用)

(被告人)

証拠等関係カード (No. 6)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意見		結果			備考		
		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人	取調順序			
	立証趣旨 (公訴事実の別)				内容			内容		ついでつ箇所	
26	約束手形 (写し) [日本橋設計工務株式会社] 日本橋設計工務が 4000 万 円の約束手形を興銀に交付し たもの ()	2	B	2	B	書面が存在するとい う限度で同意	2	B	同意のあった限りで 決定・済	6	
27	登記 (写し) [細田進 7.1.23] 抵当権設定義務者に資産があ ること ()	2	B	2	B	書面が存在するとい う限度で同意	2	B	同意のあった限りで 決定・済	7	
28	申込書 (写し) [蓮沼正紀] 興銀への融資申込 ()	2	B	2	B	書面が存在するとい う限度で同意	2	B	同意のあった限りで 決定・済	8	
29	銀行取引約定書 [蓮沼正紀 63.12.3] 興銀と設計工務との間の約定 ()	2	B	2	B	書面が存在するとい う限度で同意	2	B	同意のあった限りで 決定・済	9	
30	根抵当権設定契約証書 (根抵当権解除証書、 委任状添付) (写し) [蓮沼正紀 H1.2.23] 表記の約定をした事実 ()	2	B	2	B	書面が存在するとい う限度で同意	2	B	同意のあった限りで 決定・済	10	

(被告人複数用)

(被告人)

証拠等関係カード(続) (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

※	期日	請求・意見・結果等
1	2	関連性なし(当審弁21ないし23) 検察官 弁護人請求の当審21ないし23には本件との関連性がない。 賛田弁護人 公開質問状は、被告人大高がやってきた一連の行動に関わりある書面であり、本件でも同様の活動をしているのであるから、本件当時から公共目的があったと推認する事実となるため関連性がある。
2		異議申立て(当審弁21ないし23) 吉田主任弁護人 本件控訴趣意は被告人らの行動の目的が専ら公益を図る目的にでたものであるというのであり、専ら公益を図る目的かどうかは被告人らの内心の問題であるところ、それは被告人らの以前から現在に至るまでの行動の意図が那邊にあったのかから推認せざるをえない。そうすると本件街宣行為のみならず被告人らがこれまでやってきた公益を図る目的の行動がどのようなものであったのかを本件の審理対象とされるのは当然である。したがって、請求証拠は本件に関連性が十分にあるため、却下決定は違法である。 検察官 異議申立ては理由がないと思料する。 裁判長 異議申立て棄却決定
3		異議申立て(当審弁24) 被告人山野 証人野崎貴義の証人尋問請求を却下する決定には異議がある。 検察官 異議申立ては理由がないと思料する。 裁判長 異議申立て棄却決定